

有機農業の生産拡大・販路拡大、 理解醸成の取組を支援します！

長野県有機農業プラットフォーム会員等に対して、
有機農業の拡大や発展に向けた
**技術講習会や商談会への参加、
学校給食への提供の試行等の取組に係る経費を補助します！**

本事業・長野県有機農業プラットフォーム
についてはコチラ



<https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/yukiplatform.html>

※ 詳しい条件等は実施要領をご確認ください。

※ 本事業における「有機農業」とは、
「有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)」第2条に規定された生産方法とし、
有機農産物の日本農林規格(有機JAS)に規定された生産方式や環境保全型農業直接支払交付金等における
国際水準の有機農業の取組を含みます。

公募期間

令和7年7月1日(火)～7月15日(火) 17時必着
(計画承認通知：8月上旬頃)

支援内容

※1 みどりの食料システム法第19条第1項に規定する「環境負荷低減事業活動実施計画」
の認定を受けている者、又は「信州の環境にやさしい農産物認証」の認証農産物生産者

補助率：定額

1 実施主体あたり上限 **5万円** (みどり認定農業者等※1が2名以上の場合は上限 **6万円**)

④のアに取り組む場合は上限 **8万円** (同上の場合は上限 **10万円**)

補助対象となる費用

① 有機農業の生産拡大に関する取組

- ・ 技術講習会・勉強会の開催
- ・ 有機農業に活用可能な栽培技術を実証するための試験ほ場の設置
- ・ 試験ほ場を活用した検討会や講習会等の開催
- ・ 先進的実践農家・地域の視察

② 有機農業で生産された農産物の 販路拡大に関する取組

- ・ 商談会への参加
- ・ マルシェ・見本市への出展又は開催
- ・ PR活動、情報発信
- ・ 実需者を対象とした有機栽培ほ場見学会・作業体験会の開催
- ・ 農産物を活用した加工食品開発
- ・ 店舗や直売所等の視察
- ・ 流通体制の構築に向けた検討の実施

③ 地域の有機農業への理解醸成に関する 取組

- ・ 講演会・勉強会、啓発映画上映会の開催
(有機農業や関連する内容のものに限る)
- ・ 農作業体験会
(有機栽培ほ場で実施するものに限る)
- ・ 試食会や料理教室の開催

※ 実施主体の構成員のみを対象に行うものは
対象外

④ 有機農業で生産された農産物を活用 した給食の試行・食育に関する取組

- ア 有機農業で生産された農産物の
学校給食への提供の試行と食育授業の実施
- イ 有機農業生産された農産物を学校給食へ
提供等する地域等への視察

※ 同一実施主体が同一事業を複数年度にわたり実施する場合は、工夫や発展性が認められるものに限り補助対象

※ 使用目的が事業の遂行に必要なものと明確に特定できない経費、証拠資料等が提出できない経費、
その他本交付金の目的に合致しない経費等は対象となりません。

補助対象経費に該当するか不明な場合は、問合せ窓口へご相談ください。

補助対象者

- ☑ 県内在住の長野県有機農業推進プラットフォーム会員が半数以上で構成される3名以上の団体

※ 長野県有機農業推進プラットフォームとは

有機農業に関心のある生産者、消費者、流通業者等の交流・学習の場として、長野県が開設した“ゆるやかな会議体”です。生産者、消費者等、立場や所属を問わず、長野県の有機農業や有機農産物に関心がある方はどなたでもご参加いただけます！

事業への応募

- ① 「実施要領」や「交付要綱」にて応募の要件、補助対象経費、手続き等について確認してください。なお、補助対象に該当するか不明な場合は、あらかじめ問合せ窓口・提出先へご相談ください。
- ② Q & Aや記入例に沿って申請書類・その他必要書類（見積等）をご準備ください。
- ③ 公募期間内に応募書類を一式揃えてご提出ください（電子メール又は郵送）。

● 提出書類 ※WEBサイトから様式をダウンロード

- ☐ 事業実施計画承認申請書（別紙様式第1号）
- ☐ 事業実施計画書（別紙様式第2号）
- ☐ 事業実施主体構成員名簿（別紙様式第2号 別紙）
- ☐ 実施主体の概要が分かる資料（会則、規約、HPやSNSの団体紹介ページの写し 等）
- ☐ 事業費の根拠資料（見積書、カタログ、会計規約 等）

※ 該当がある場合のみ

- ☐ 「環境負荷低減事業活動実施計画」、「信州の環境にやさしい農産物認証」認定証の写し

● 補助事業の流れ

STEP 1	事業実施主体 → 農業農村支援センター	実施計画書の提出
STEP 2	農業農村支援センター → 事業実施主体	計画承認通知
STEP 3	事業実施主体 → 農業農村支援センター	交付申請書の提出
STEP 4	農業農村支援センター → 事業実施主体	交付決定通知
STEP 5	事業実施主体	事業の実施
STEP 6	事業実施主体 → 農業農村支援センター	実績報告書の提出（事業完了後30日以内 又はR8年2月末）
STEP 7	農業農村支援センター → 事業実施主体	交付額の確定通知
STEP 8	事業実施主体 → 農業農村支援センター	補助金交付請求書の提出
STEP 9	農業農村支援センター → 事業実施主体	補助金の交付

<お問合せ窓口・提出先> 事業実施予定の市町村を管轄する農業農村支援センター

- | | | | |
|--|------------------|------------------|------------------|
| ○佐久農業農村支援センター | TEL：0267-63-3147 | ○上田農業農村支援センター | TEL：0268-25-7126 |
| ○諏訪農業農村支援センター | TEL：0266-57-2913 | ○上伊那農業農村支援センター | TEL：0265-76-6813 |
| ○南信州農業農村支援センター | TEL：0265-53-0413 | ○木曽農業農村支援センター | TEL：0264-25-2220 |
| ○松本農業農村支援センター | TEL：0263-40-1916 | ○北アルプス農業農村支援センター | TEL：0261-23-6511 |
| ○長野農業農村支援センター | TEL：026-234-9514 | ○北信農業農村支援センター | TEL：0269-23-0209 |
| ○農業技術課環境農業係（県内全域を対象に実施する場合） TEL：026-235-7222 | | | |